

金銭の振込先指定方式取扱規定

1. (目的)

この規定は、お客様(以下、「申込者」といいます。)の当行における口座内のすべての投資信託受益証券等のお取引により、当行が申込者に支払うこととなった金銭(以下、「金銭」といいます。)を、申込者のあらかじめ指定する当行の預金口座(以下、「指定預金口座」といいます。)に振込む場合の取扱いを定め、もって申込者と当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

2. (申込方法)

申込者は「保護預り口座開設申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申込みのとし、かつ当行が承諾した場合にかぎりこの方式を採用することができます。

3. (指定預金口座の取扱い)

- (1) 指定預金口座は、申込者の投資信託保護預り口座と同一店の普通預金口座または当座預金口座に限るものとします。
- (2) 指定預金口座は、原則として当行の投資信託保護預り口座名義と同一としてください。

4. (指定預金口座の確認)

- (1) 当行は 3. (指定預金口座の取扱い)により預金口座の指定があったときは、すみやかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますから、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときはすみやかに当行取引店にお申し出下さい。
- (2) 上記(1)の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後 1 週間位は振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みはできないことがあります。

5. (指定預金口座の変更)

- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の方法によって届け出ていただきます。
- (2) 指定預金口座の変更については、上記 3.(指定預金口座の取扱い)に準じて行うものとします。

6. (金銭の受渡精算方法の指示)

金銭の受渡精算方法については、原則この規定に基づく振込みといたします。

7. (受入書類等)

前記 6. (金銭の受渡精算方法の指示)に基づき振込みを行う場合には、その都度の受領証の受入れは不要といたします。

8. (振込金額等の確認)

当行は原則として、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、計算書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

9. (手数料)

振込みにかかる手数料は当行にて負担いたします。

10. (免責)

当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- ①当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ②災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込みが遅延、または不能となったことにより生じた損害

11. (解除)

本取り決めは申込者と当行のいずれか一方の申し出により解除することができます。

12. (規定の変更)

この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。

以 上

2002年4月